

第14次労働災害防止計画では 労働者の健康確保対策を推進しています

■事業者に取り組んでもらいたいこと

重点施策

➤ メンタルヘルス対策

- ・ストレスチェックの実施にとどまらず、ストレスチェックの結果をもとに**集団分析を行い、職場環境の改善を実施。**
- ・**職場のハラスメント防止対策。**

※ストレスチェックについては、令和7年5月14日公布の労働安全衛生法の一部を改正する法律により、50人未満の事業場においても実施が義務化されます（公布後3年以内に施行）。

➤ 過重労働対策

- ・**長時間労働者への医師による面接指導**や、産業保健スタッフ（保健師、看護師等）による**相談支援を受けるよう勧奨** 他

➤ 産業保健活動の推進

- ・事業場の状況に応じて必要な産業保健活動の実施。
 - ・**治療と仕事の両立**において、支援を必要とする**労働者が申し出しやすいよう、職場環境の整備**や**両立支援コーディネーター**を活用した円滑な支援を図る。
- 産業保健活動総合支援事業をご活用ください**



産業保健総合支援センター

※47都道府県に設置

■産業保健スタッフ、事業主等に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を実施

- 産業医等産業保健スタッフ向け**専門的研修**、事業主等向け**相談対応**
- メンタルヘルス対策や両立支援の専門家による**個別訪問支援**
- 事業主・労働者等に対する啓発セミナー 等

地域産業保健センター

※産業保健総合支援センターの下、全国約350カ所に設置

■産業医、保健師を配置し、小規模事業場への支援を実施

- 長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導**
- 健康診断結果についての医師からの意見聴取
- 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談 等

東京さんぽHP



団体経由産業保健活動推進助成金

■事業主団体等や労災保険の特別加入団体を対象に、**傘下の中小企業等に対し**、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために、**産業医等と契約し、その活動に要した経費の一部**を助成

（お問合せ先）

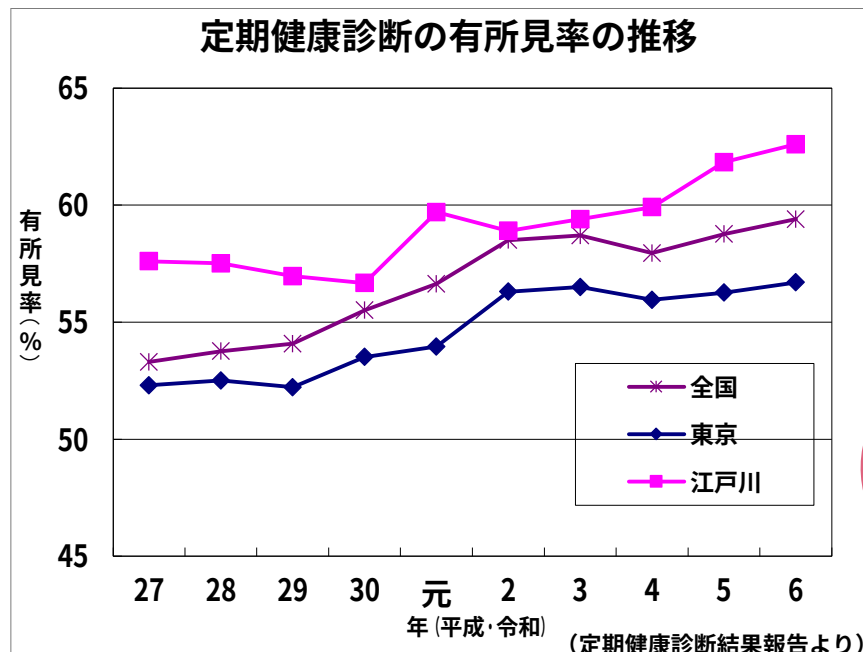
（独）労働者健康安全機構 産業保健総合支援センターへのお問合せ：0570-038046
助成金に関するお問合せ：0570-783046

事業者の皆様へ 知っておいてください

- 我が国の職場における労働者の健康状態等を取り巻く現状 -

職場における傷病等を抱える労働者

- 労働人口の約3人に1人が、何らかの病気を抱えながら働いています。
- 一般定期健康診断の有所見率は5割を超え、疾病リスクを抱える労働者は増加傾向。
- 治療と仕事を両立できるような取組がある事業所は約4割にとどまっており、疾病を抱える労働者が離職する時期の8割以上が治療開始後となっています。



江戸川署管内事業場における定期健康診断の有所見率は、全国・東京平均より高く推移しています。

令和5年、6年は
6割を超えています
令和5年61.8%
令和6年62.6%

労働者の心身の健康状態

- 約7割の労働者が仕事で強い不安やストレスを感じています。
- 特に小規模事業場では、メンタルヘルス対策の取組が低調です。

江戸川署からのお知らせ

産業医をお探しの事業場のみなさま

- 常時50人以上の労働者を使用する事業場では、産業医を選任する必要があります。
- 江戸川区で産業医をお探しの際は、**江戸川区医師会 (03-3652-3166)**までご相談ください。